

様式第2号（第8条関係）

令和6年度 第1回いじめ等対策委員会会議録（要点録）

令和6年10月10日作成

会議の名称	令和6年度 第1回島本町いじめ等対策委員会		
会議の開催日時	令和6年10月10日（火）午後2時～3時		
会議の開催場所	島本町ふれあいセンター 3階 第四学習室	公開の可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・ 不可
事務局（担当課）	教育こども部 教育推進課	傍聴者数	2名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出席委員	(いじめ等対策委員) 室谷委員、飯田委員、三浦委員、大松委員 (教育委員会事務局) 横山教育長、岡本教育こども部長、岡澤教育推進課長、 森教育推進課参事、杉谷教育推進課参事		
会議の議題	1 委員長の選出 2 委員長職務代理の指名 3 令和6年度島本町におけるいじめの状況について 4 いじめにおける今後の課題と具体的な取組みについて 5 その他		
配布資料	別添のとおり ※個人情報に関わるため、掲載いたしません。		
審議の内容	別紙（要点録）のとおり		

令和6年度 第1回島本町いじめ等対策委員会の要点録

日時 令和6年10月10日(木) 午後2時～3時
場所 島本町ふれあいセンター3階 第四学習室
出席委員 室谷 光一郎委員長、飯田 享子委員、三浦 潤子委員、
大松 美輪委員
事務局 横山 寛教育長、岡本 泰三教育こども部長、岡澤 潤教育推進課長、
森 悠介教育推進課参事(庶務)、杉谷 久彌教育推進課参事(庶務)

開 会
横山教育長あいさつ

案 件

1 委員長の選出(委員長:室谷委員)

- ・委員長は、島本町いじめ等対策委員会規則第4条第1項の規定により、室谷委員に決定。

(委員長)

- ・平成16年4月1日から、『島本町審議会等の会議の公開に関する指針』に基づき、島本町いじめ等対策委員会議も公開が原則となる。平成26年8月18日施行の『島本町いじめ等対策委員会の公開に関する要綱』第3条の規定により、本会議を公開で行う。本日の傍聴者は2名。

2 委員長職務代理の指名

(委員長)

- ・委員長職務代理について、島本町いじめ等対策委員会規則第4条第3項の規定、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」を確認後、委員長が頼田委員を指名。

3 島本町におけるいじめの状況について

(事務局)

○島本町におけるいじめの状況について、**資料3-①**に沿って説明。

- ・島本町の令和5年度におけるいじめの認知件数は、小学校72件、中学校63件で、小・中学校ともに大幅な増加となった。全国及び大阪府と千人率で比較すると、小学校は依然として少ないが、中学校は多くなっている。その要因として、令和5年4月に「島本町いじめ防止等基本方針」の一部改定を行ったことが大きいと考えられる。改定により、学校から教育委員会へのいじめ報告「様式1」を新たに作成したことで、いじめの疑いも含めた各校における事案の全てを確実に把握できるようになった。今後においても、いじめ事案1つ1つに対し

て丁寧に、組織的に対応していくこと、被害を受けた児童生徒に寄り添うことが最も重要である。

- ・令和5年度中に認知したいじめ事案は、令和6年7月末時点において小学校1件を除き、全て解消している。解消に至っていない事案については、被害児童の不安に寄り添い、児童が安心して学校生活を送ることができるようになるよう、最善を尽くしていかなければならない。解消に至った事案についても、今後も事案に関わる児童生徒への注視を怠ることなく、見守りを継続する必要がある。

4 いじめにおける今後の課題と具体的な取組みについて

(事務局)

○いじめにおける今後の課題について、資料3-②に沿って説明。

- ・初期対応における課題について説明。
 - * 1点目、初期対応は、いじめ防止等基本方針の資料1「初期対応手順」に基づいた適切な対応が必要である。現時点において事案が深刻化するようなケースは把握していないが、今後も、1つ1つの事案に対して「初期対応手順」を踏まえた対応が適切に行われているか、確認していく必要がある。
 - * 2点目、初期対応及び指導が行われた後に、再び事案が生起するケースがある。学校は「解決した」と捉えていても、被害側と加害側の当事者がお互いに納得していない状態であると、再びトラブルとなり、いじめ事案に発展するケースが少なくない。被害側と加害側の両方に対する丁寧な説明と見守りとともに、寄り添い、支えながら、再発防止に努めていく必要がある。
 - * 3点目、いじめ事案について、教育委員会への連絡が遅く、情報共有が迅速に行われないうケースがある。いじめ防止等基本方針の資料2「いじめ事案報告対応フローチャート」について、周知徹底を図るとともに、学校と教育委員会の間での、より迅速で確実な情報共有の在り方を検討する必要がある。
- ・いじめの定義と構造に対する共通理解における課題について説明。
 - * 1点目、いじめについて、教職員間、保護者間、児童生徒間で認識の違いがある。資料5「いじめ対応リーフレット」を有効に活用し、いじめ理解と予防の授業や説明の場を積極的に設け、児童生徒だけでなく保護者にも理解促進を図る必要がある。
 - * 2点目、対人関係、コミュニケーションに苦手がある児童生徒への理解不足から、いじめ事案が発生するケースが多いこと。児童生徒同士が互いのちがいを認め合える集団を作り、全ての児童生徒が安心して学べる学級・学校づくりが重要である。
- ・課題を踏まえた、令和6年度の具体的な取組について説明。

(意見交流)

- ・いじめ防止等基本方針を改定し、新たに「様式1」を活用することによって、学校の教職員1人1人のいじめに対する認識がこれまで以上に高まっている。「先生に見てもらえている」と感じることで、子ども達の安心につながっていると考えられる。引き続き、「様式1」を活用した丁寧な記録と見守りを継続していくことが重要である。
- ・「いじめ発見のきっかけ」として、被害児童生徒本人からの訴えによるものが最も多いことは、子ども達が先生に直接言いやすい環境にあるということ。教職員が子ども1人1人の気持ちを受け止め、寄り添うことができた成果と考えられる。
- ・いじめ事案への対応については、学級担任だけでなく、組織的に、とくにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した対応が必要不可欠である。
- ・「解消」に至っていない事案について、事案として重篤な状況ではないものの、当該被害児童の不安に対する寄り添いをしっかり継続し、学校として最善を尽くしていかなければならない。

閉 会